

## 近世中後期における

# 医療の浸透と加賀藩の対策

萱田 寛也

本論文の目的は、近世中後期の加賀藩（現在の石川県と富山県の一部）を対象として、地域社会がどのように病気に対処し、医療情報を獲得していたのかを探ると共に、流行病の発生時に、加賀藩が領内の人々に向けて行った対策、とりわけコレラへの対策に注目し、加賀藩が医療―医術を含む様々な方法で病を治すこと―にいかなる認識を持っていたのか、考察することにある。本論文は、序章、第一章、第二章、第三章、終章の計五章より構成される。

序章「研究史整理と本論文の課題」では、江戸時代の医療に関する先行研究史整理を行い、本論文の課題を述べた。近世の医療については、一八〇年代より、在村の医療実態に注目した研究が、蘭学史の分野から盛んになり、現在までの主要な研究視点の一つとなっている。一九九〇年代になると、書物研究と関連して、情報媒体（書物、はしか絵など）と医療を結び付けた視角も現れた。ほぼ同時期には、幕藩権力と医療の関係に注目した研究も登場する。幕府と医療の関係については、將軍家が実施した、諸大名・領民に対する医療政策をテーマとした研究が多い一方、藩と医療の関係については、藩医（藩が抱えた医師）の組織・活動実態や、藩の医学教育に注目が集まっている状況である。江戸時代後期になると、次第に領内に医師が増え、医学書も浸透していくので、藩も人々の医療に関心をもち、何らかの意図を持って対策を施したと推測される。しかし、そのよ

うな視点からの研究はない。そこで、本論文では加賀藩の地域社会における医療情報や医療対策と、藩の医療対策の双方を考察することによって、藩と地域社会が医療に対してどのように取り組もうとしたのか、考察することにした。

第一章「応響雜記」から読み取れる水見庄の医療環境」では、加賀藩領内の一地域の日常的な医療環境について分析した。加賀藩領水見町の町人田中屋権右衛門が文政一〇（一八二七）年から安政六（一八五九）年にかけて著した日記「応響雜記」を用いた。「応響雜記」を取り上げたのは、①「応響雜記」の記述期間が三二年間と長期に及ぶため、一九世紀中葉の加賀藩領内の医療状況の変化が分かる、②先行研究ではあまり注目されてこなかったが、「応響雜記」には、医師による診察の様子や、権右衛門が入手した医療情報など、医療に関する記述が数多く含まれているためである。

まず、水見地域の人々が、病気を患った時に、どのような対処をしていたのか、考察した。その結果、病気の治療法として、近隣の医師の診察を受け、それでも治らない場合は、遠方から一定の技量を有する医師を診察のために招くか、医療水準が高いと考えられていた地域に治療に向向していたことがわかった。これと併行して、宗教的な力にも頼っていた。医師による治療と宗教的な力を併用することは、水見地域特有の事例ではなく、同時期の加賀藩や加賀藩以外の地域でも確認できる。

権右衛門は、医師による治療を受けるだけでなく、医療情報を書物から入手したり、住人から教えてもらったり、医師とのネットワークから得ていた。

一点目の書物だが、驚くべきことに、医療情報を入手した書物の大半は、医学書以外に分類される書物だった。俳諧・随筆・漢詩文類・辞書・漢学・仏教書などである。また、権右衛門は、書物の情報をそのまま引用したわ

けではなく、取捨選択をしながら、情報を書き留めていた。二点目の他の住人による教授については、権右衛門は、複数の知人から、歯の痛み・コレラ・脚気など様々な病気の治療法を教えてもらっていた。権右衛門に医療情報を伝えた者の職業は、薬種屋だけでなく、酒造業・奉行所の与力・住職など様々である。したがって、医療に直接関係の無い職業の者も、ある程度の医療情報を持つていたことが分かる。三点目の医師とのネットワークについて、権右衛門は、計二十五人の医師と交流していた。ただし、全員が権右衛門を診察したわけではなく、将棋・書物の話・参詣・俳諧など文化的な交流のみだった医師もいる。「応響雜記」には、具体的な医師の名前と医療情報の詳細について、明記されているわけではないが、彼らから情報を入手した可能性は高い。

第二章「加賀藩が実施した領内の人々への医療対策」では、加賀藩が領内の人々に向けて実施した、流行病対策を考察した。加賀藩領内では、江戸時代に、疫病、疱瘡、麻疹、コレラなど計四二回病気が流行した。ただし、四二回の流行全てにおいて、医療対策を実施していたとは確認できなかった。

加賀藩の流行病対策の内容は、被害地に藩医を派遣すること、藩医の派遣を行わず、治療薬の配布や調査方法の伝達のみを行うこと、貸米のみ行うことの三種類に分類できる。加賀藩の対策の内容を、時期ごとに分類してみると、安永二（一七七三）年までは流行病の被害地に藩医を派遣する対策が中心だった。しかし、同三年以降になると、藩医の派遣を行わず、治療薬の配布や調査方法の伝達のみを行う対策が中心になる。よって、安永期頃から、加賀藩の流行病対策の内容が変化し始めたといえる。対策の内容が変化した理由は、①病気の流行で混乱している村々にとって、加賀藩から藩医が派遣されると、宿泊場所の提供、藩医に同伴する手代への対応などが、村々にとって大きな負担となっていた、②藩医を派遣しなくて

も、地域社会が病気に対応できるからであった。すでに一八世紀半ばには、病気が流行したら、領内の人々は、近隣の医師の診察を受けていたのである。

しかし、藩医の派遣がまったく行われなくなったわけではない。安永三年以降においても、享和三（一八〇三）年・天保五（一八三四）年には、加賀藩の重臣を中心に藩医の派遣を求める意見が見られ、天保五年には、実際に藩医の派遣が行われた。これは安永三年以降、唯一の事例である。この事例において、加賀藩は、派遣する藩医に対して、村内での移動手段や行動に制限を加えた。また、領内の者に対して、疫病以外の病気でも、藩医の診察を受けることは可能であること、藩医の移動に際して、村内の人々に負担をかけることがないこと、治療費を支払わなくても良いことなどを触れた。

この加賀藩の姿勢は、領内に藩医が派遣されると、村々に負担がかかるという意見に対して、藩医の派遣を受け入れてもらうための方法であった。加賀藩がこのような対策をとった理由としては、以下の二つが考えられる。第一は、病気の流行に対し、藩医を派遣して人々を診察することが、藩主の仁恵を最もよく表現する対策であると、加賀藩が考えていたことである。第二は、藩医の診察を通じて、加賀藩が領内の人々の体調を把握しようとする意図があったのではないかとことである。このように、藩医が領内の人々の治療を行うことが、加賀藩にとって重要であった。

続いて、第三章「安政期のコレラ流行における加賀藩の対策と水見町の人々の対応」では、安政五（一八五八）年・同六年のコレラ（嘔吐と下痢を繰り返す病気）流行の際に、加賀藩が行った対策について検討した。安政期のコレラ流行に注目するのは、加賀藩が行った対策が、祈祷の実施やコレラの治療薬の配布、製法の伝達のみで、それまで重要視していた藩医の派遣を行っていないからである。藩医の派遣を必要としない状況が、藩

内に生じていたと推測されることから、加賀藩が実施したコレラ対策と、領内の人々のコレラに対する反応の両方を分析する必要がある。領内の反応については、第一章と同様、氷見町の町人田中屋権右衛門が著した日記「応響雑記」を用いた。

安政五年のコレラ流行において、加賀藩が実施した対策は、①幕府が全国に触れたコレラの予防法・治療法二種類を藩内に通知すること、②加賀藩独自の予防法を配布することである。①、②で紹介されている薬は、両方とも胃腸の調子を整える効果がある原料を用いていた。一方、氷見町では、権右衛門は、幕府や加賀藩が触れた予防法・治療法以外にも、家族や知人を通じて、独自にコレラの予防法・治療法を入手していた。

安政六年のコレラ流行では、加賀藩は、領内の貧民を対象に、コレラの治療薬を配布した。一方、氷見町では、町独自の対策として、町内の生活が困窮している者に対して、近隣の医師の手配をすることを決めた。彼らが医師を呼んでも、治療費を患者からもらえる保証が無いことから、医師が診察に来ないことがあるためであった。これは、彼らの身近に医師がいたことの証明でもある。安政期には、近隣の医師による診療行為が、生活困窮者も含む幅広い階層に浸透していたと指摘できる。だからこそ、加賀藩としても藩医を領内に派遣するメリットは無くならず、享和三年や天保五年の事例において、重臣を中心に見られた藩医派遣の議論が、安政期のコレラ流行では見られなかったと考えられる。

以上、第一章～第三章で考察してきたように、加賀藩領では、江戸時代後期になると、医師の診察を受ける階層は徐々に広がった。領内の状況に対応する形で、加賀藩は、流行病発生時の対策の内容を変えた。ただし、医療対策の内容は変わったが、加賀藩は、医療を領内の人々の健康を把握するための手段と認識していた。

今後の課題として、加賀藩の医療に対する認識が、他の藩でも共通する

のか、流行病が発生していない状況で、幕府や諸藩は、医療とどのような関わり方をしていたのか、を考察する必要があると考えている。幕府・諸藩の疫病対策の事例、幕医（幕府が抱えた医師）・藩医の行動、医学教育の様子、西洋医学への対応などを、具体的な検討対象とする予定である。

## 幕末維新时期における洋学統制と啓蒙活動

——洋学所における書籍検閲・官板出版と

柳河春三による啓蒙活動——

佐々木 千恵

幕末開国後、様々な情報や学問的知識が過去にない規模・速度で西洋から流入し、武士階級だけでなく庶民の興味も引くようになった。一方、幕府は雄藩が台頭する中で、情報提供と情報統制という困難な選択に直面した。こうした状況下で、西洋に関する時事的情報及び西洋の進んだ学問的知識である洋学への対応を、幕府はどのように変えていったのか。本論文ではこの疑問を解決するため、幕府直轄学校である洋学所<sup>①</sup>による洋学関連書籍の草稿検閲を検討した。幕府は洋学知識の無秩序な拡散を懸念し、すでに寛政期から洋学統制を画策していたが、医学、軍事関係を中心に洋学が全国的広がりを見せた幕末に、新設の洋学所に洋書及び翻訳書の検閲任務を課したからである。

洋学所を主題とする一次史料は「開成所何等留」<sup>②</sup>など数少ないため、先行研究の論題も限られる。ゆえに洋学所による洋学統制、書籍検閲に言及した先行研究は少なく、倉沢剛氏が『幕末洋学史の研究』<sup>③</sup>（吉川弘文館、一九八三）で一次史料に基づいて解説している程度である。また、確認されている検閲記録も「開版見改元帳二」<sup>④</sup>（以下「見改」<sup>⑤</sup>）のみであるため、同史料を用いた森陸彦氏の論文<sup>⑥</sup>以外に先行研究はほとんどない。森氏は検閲業務に初めて光を当てて概略的解説を行なっているので、本論ではそこに新たな知見を追加すべく、提出草稿の原著の性質、当時の政治状況等も

関連づけて分析した。

以下に各章を概観する。第一章では、本稿の主題である幕末の洋学統制の前史として、江戸時代の出版条令及び洋学受容について、先行研究、法令等を中心にまとめた。幕府は幕藩体制維持を究極的目標として書籍を監視し、三大改革期に主要な出版条令を出した。洋学に関しては、幕府内にも異端視して排除を試みる守旧的な者もいれば、先端知識を進んで幕政に生かそうとする進取的な者もいた。さらに不適切な翻訳などから誤った西洋知識が世に広まるのを防ぐと同時に、重要な情報を逸早く入手するため、幕府が洋学を統制すべきだと主張する者もいた。

第二章ではまず、安政三（一八五六）年に設立された洋学所の設立趣旨書から、書籍管理に関する理念を探った。今後輸入される洋書及びその翻訳書は全て洋学所で検閲する、所蔵洋書全てを届出させる、幕府の他機関所蔵の洋書も全て洋学所で管理する、など徹底的な洋学管理を目指す姿勢が読み取れた。しかし、実際には輸入洋書の検閲は長崎奉行任せとなり、洋書の一元管理計画は最初から破綻を来した。

一方、洋書の翻訳草稿検閲に関しては、検閲記録「見改」<sup>⑦</sup>を詳細に検討した。アヘン戦争後、布教目的で清国入りした西洋人宣教師による啓蒙書が数多く日本に輸入・翻刻されていたが、検閲で差戻された草稿の大半はそれら宣教師による書籍の邦版であり、キリスト教に関連する表現の削除指示を受けていたことが判明した。これら著作はもともと布教の一手段として清国で刊行されたものであるが、西洋関連の情報・知識を求める当時の日本人の需要に合致したため、輸入・刊行が試みられたのである。そのため一度検閲で不許可になっても、大半はその後修正を経て出版された。この事実から、検閲の主目的はキリスト教的表現の点検だったと考えられる。ただし、さほど厳密ではなく、この検閲は厳しい思想統制を目指す類のものではないことが分かった。一方、理学系・軍事系書籍は欧州から直

接輸入されたものが多く、実用目的のためか宗教色も薄く、検閲で問題視されることはあまりなかった。

ここで一つ注目すべきは、検閲官であった洋学所教授の一人柳河春三が、キリスト教に関する章を削除せずに西洋人宣教師の書籍を翻刻出版した点である。諸外国や雄藩との関係など困難な政治問題が浮上するに従い、幕閣は洋学所の活動に目配りする余裕を失い、草稿検閲に関しても洋学所教授陣に一任するようになったためであると推察される。洋学所設置時には細部に至るまで幕閣への伺いが必要だったが、政治状況の変化等により、洋学所は一流洋学者である教授陣の自由裁量が利く機関へと、その性質が変化したと考えられる。

また、「見改」は安政五年から文久三（一八六三）年まで六年間の記録であるが、毎年の検閲提出数は四六、三五、二五、二八、十八、十六作と、文久期には検閲提出数が減少した。先行研究では攘夷運動の激化がその理由とされているが、洋書輸入が増加する中で翻訳草稿が減るのは不自然であると考え、原因の探求を試みた。その当時著述された主要洋学関係著作を集め、その中で検閲に提出された草稿の割合を「見改」の記録と対照させて算出した。その統計結果から、最初は検閲提出率も高く、最高年で八割に達したが、幕府衰退と軌を一にするかのように提出率は低下し、文久元年以降は三割程度になったことが判明した。特に機密保持のためか雄藩が軍事関係書籍を提出していないことが目を引いた。その際、留意すべきは、写本であれば検閲提出の義務がなかった点である。刊行・拡散を望まない情報であれば、写本のまま内輪で閲覧するという選択肢もあった。特に軍事関係書籍では、草稿のまま検閲を回避した例があることが分かったが、これは検閲制度の一つの抜け道と言える。このように幕府の検閲規則が厳守されていない状況が浮き彫りになった。

しかし幕府がこれに対処して統制を強化した気配はない。それとは別に、

安政五（一八五八）年頃から洋学所に印刷設備が導入され、活版印刷が可能になった。このため語学書を始めとして書籍の大量印刷が可能となり、洋学所には社会的要請のある書籍を官板として出版できる体制が整った。上記統計結果によると、主要洋学著作に占める官板、加えて後述する「準官板」の割合は次第に上昇し、文久元（一八六一）年以降は五割を超えるようになった。幕府は厳密な草稿検閲を断念し、当時の日本社会で必要と思われる書籍を自ら検閲して出版するという、言わば内部検閲の形をとることにしたと考えられる。つまり、草稿検閲による抑制から発信へと方向転換をしたのである。

第三章では、そのような経緯で増加した官板洋学刊行物について検討した。特に語学書は全国の諸藩校で採用されるなどかなり普及した。また、必要とされる洋学所テキストを洋学所教授陣が執筆して私版として出版するなど、官板と私版の境界上にあるような「準官板」が、官板の不足分を補う働きをしたことも判明した。

文久期頃から語学書とともに官板の中心的役割を果たしたのは新聞であった。江戸時代の「阿蘭陀風説書」の後継である『官板バタバヤ新聞』が日本初の新聞、柳河春三の『中外新聞』が日本人初の新聞と一般に評されるが、その間に居留地発行英字新聞を翻訳した「日本貿易新聞」など翻訳筆写新聞が存在する事実が看過されがちである。柳河は翻訳筆写新聞制作の経験から新聞発行の手法を学び、「準官板」の形で『中外新聞』を発行して、日本人の需要に応えたとと言える。さらに清国で発行された華字新聞の日本版が『官板バタバヤ新聞』に先駆けて官板として発行されたことも見過ごされがちである。地理的近さ、特に知識層がもつ漢文への親和性などから、清国の新聞が時事的記事に関して有用であった点や、それら官板新聞の存在意義は、新聞史の上でも一層注目されるべきであろう。

第四章では官板雑誌を取り上げた。柳河春三による『西洋雑誌』が日本

人による初の雑誌と目されることが多いが、それが突然誕生したわけでないことを時系列に沿って検証した。まず、西洋人宣教師が布教のために清国で発行した『六合叢談』、『中外裸誌』の邦版が官板として発行されたが、大衆向けでなかったようである。漢文に簡単に訓点された程度であった。その後、月刊誌としての発行計画は頓挫したものの、オランダ雑誌からの翻訳書『官板玉石志林』が発行された。これは和文調で、読み易さへの配慮が見られるが、当時の日本人の知的水準にはやや高度すぎる印象を与える内容である。そうした面を考慮して、世界各国の情勢など日本人向けの記事を、日本人の知的水準に合わせて編集したものが『西洋雑誌』であった。柳河はそれ以外にも時代の要請に合う種々の啓蒙書や初等教育書を出版した。これは国民啓蒙という明治期の思想に繋がる活動であったと言える。

以上検討したように、本論文では、幕府は洋書の翻訳草稿検閲を強化せず、官板・「準官板」出版へと力点を移し、それが幕末から明治期にかけての啓蒙活動へと繋がるという見通しを示した。西洋人宣教師による刊行物が幕末の日本で大いに重宝されたことも目を引いたが、キリスト教的要素を削除しない決断を下した洋学所教授の柳河の判断は、表層的西洋知識の輸入でなく、西洋思想を根源から理解することの必要性を示唆したものである。本論文によって、幕末最終期が情報・知識面で新時代への橋渡しとして重要な時期であったことを、草稿検閲を通じて示すことができたと考えている。

#### 注

(1) 開国を機に設立され、洋書調所、洋書調所、開成所と名称が変わったが、本稿では洋学所という呼び名で統一する。

(2) 乾・坤とも東京大学史料編纂所所蔵。

(3) 東京都立中央図書館所蔵。

(4) 「審書調所の出版検閲」『法政史学』第一七号（法政大学、一九六八）、「徳川幕府の洋学所の出版統制」『洋学七 洋学史学会研究年報』（八坂書房、一九九）等。

(5) 大槻如電『新撰洋学年表』（大槻茂雄、一九二七）、日本書籍出版協会編『日本出版百年史 年表』（日本書籍出版協会、一九六八）、日蘭学会編『洋学史事典』（雄松堂出版、一九八四）等の六著から洋学関係著作を刊行、未刊行に拘わらず全て抽出した。

(6) この用語は筆者の造語であるため括弧付で記した。

# 鎌倉後期から南北朝期の禅宗と律宗

——宗教活動から見る受容と展開——

山口啄実

## 序章 研究史整理と本論の課題

本論では、鎌倉後期から南北朝期にかけて勢力を拡大していった禅宗と律宗について、儀礼や祈禱の展開から注目し、それを中世社会がどのように受容していったのかについて考察した。一九七〇年代の黒田俊雄氏による「顕密体制論」の提唱により、顕密仏教の「改革派」と定義された禅宗と律宗については、これまで多様な研究が蓄積されてきた。特に近年では、規範理念を踏まえた禅律仏教の成立や、<sup>(1)</sup>禅律として組織化する以前の遁世僧による宗教実践の系譜が解明されている。<sup>(2)</sup>

だが、これらの議論からは禅律仏教成立後、両集団がどのように変化したか、また集団外の世俗社会がどのように受容したのか、という点が明確になっていない。この点、儀礼や祈禱は僧侶集団と在家信者の結節点の役割を果たしており、「曹洞宗」（本論では道元門流と呼称）のような禅宗内部の少数派や、中世後期の律院をも対象とすることができる。近年の研究成果を踏まえつつも、儀礼の社会的機能に注目する必要があるだろう。<sup>(3)</sup>

右の問題点について、修士論文では鎌倉後期から南北朝期を対象に、三章に分けて論じた。そして最終的に、室町前期までに禅律が、それぞれどのように社会において受容され、「宗」として確立したのか（あるいはしなかつたのか）を明らかにすることを目指した。

## 第一章 「鎌倉」南北朝期の「戒律儀礼」と律僧

——羅漢供と布薩を例に——

本章では、律僧の儀礼の展開と受容について、羅漢供と布薩という儀礼を対象に検討した。布薩は奈良時代に東大寺で始められ、また羅漢供は撰闕期に入宋僧の手によって宋からもたらされた。だが平安期は、布薩と羅漢供は重要な儀礼とは見なされなかった。

鎌倉期に入り、宋国の禅院・律院の規則が伝来すると、布薩・羅漢供は注目を集め、高山寺など遁世僧の寺院でも布薩・羅漢供を恒常的に行う環境が整えられた。

鎌倉後期に律僧が全国的に活動を展開するようになると、全国の律院で羅漢供・布薩が行われるようになった。まず羅漢供は、羅漢が律僧の理想像とされたこともあり、特に西大寺系律宗によって盛んに広められた。追善とかかわって女性の支持を集めたほか、特定の羅漢を祀る講も出現するなど、多様な展開を見せることとなる。

南北朝期以降、神仏習合的な羅漢図や荘園内部の安穩を祈るための羅漢図も出現するなど、在地へ羅漢信仰が定着し、「日本化」が進んでいった。次に布薩については、まず泉涌寺流律僧によって実践され、やがて泉涌寺流の作法が南都にもたらされた。とくに西大寺流の全国展開と合わせ、各地で律院化するたびに布薩が実践された。また平安期には限定公開であった布薩を一般公開し、特に梵網布薩には多くの人々が聴聞に訪れた。やがて布薩も現世利益の性格が強くなり、蒙古襲来の際には南都律・北京律の僧が合同で布薩を行い、戒律の力による異国調伏を祈願した。

南北朝期に入ると、東国の律院では寺領が不安定となり、布薩が行えなくなるケースが出てくる一方、顕密寺院でも律僧の影響を受けて布薩が行われるようになった。ただし室町期以降は、羅漢供と異なり、次第に寺院

内部の行事として縮小したと考えられる。

## 第二章 「中世禅僧の地方展開

### ―鎌倉―南北朝期の道元門派を例に―

本章では、鎌倉―南北朝期の道元門流の動向を追った。まず思想的に諸宗兼学を認めなかった道元も、中世の禅僧・律僧一般に見られる勸進活動や授戒を行い、自身も遁世の上人として見られていた。永平寺入山後も、布薩などの儀礼や奇瑞の喧伝を通じて在地の名主層からの帰依を集めており、寺院の「収入源」ともなっていた。

道元没後、高弟の寒巖義尹は肥後大慈寺を建立し、また大渡橋の勸進を通じて公武の祈願寺となった。勸進は当該期の道元門流をはじめ、西大寺流律僧や義尹に受法した釈運などにみられる活動である。また義尹や釈運による諸宗兼学の姿勢は、南北朝期の大智に引き継がれた。大智は祈禱を通じて肥後の菊池氏をはじめ、在地武士たちの帰依を集める一方、加賀祇陀寺を通じて北朝への祈禱を行うなど、当該期の道元門流の活発な移動と交流を背景に、自門派の生き残りをめざした活動を展開した。

こうした動きとともに、鎌倉後期から南北朝期の永平寺では、度重なる荒廃と、五世義雲や六世曇希による寺の再建や道元の語録の編纂や開版事業の結果、道元の「神格化」が進み、祖師を仰ぐ「宗派」意識が芽生えはじめた。

## 第三章 「禅僧・律僧の宗教活動と顕密寺社

### ―光明寺・正伝寺・戒壇院を例に―

本章では、3つの寺院を事例に、禅律僧と顕密寺社の関係を検討した。

まず度会氏の氏寺であった伊勢光明寺は、元応二年（一三二〇）に痴兀大恵の弟子恵観が伊勢神宮への法楽を理由に禅院化した。神宮側が禅僧の法楽を認めた背景には、大般若経の転読や納入を通じた、禅僧や律僧と伊勢神宮側の交流が挙げられる。

鎌倉後期から南北朝期にかけて寺の自立化が進み、次第に伊勢神領の住人を対象とする「個人救済」寺院へと変貌を遂げた。

次に山城正伝寺の場合、文永年間に山門によって破却された後、山門に反発する円満院門跡の円助法親王による保護と、賀茂社家の招きにより、西賀茂に再興された。鎌倉末期に寺が賀茂神領に属することを朝廷に訴え、円満院から独立するものの、賀茂社家が寺領の管理を行うようになった。

ただし南北朝末期から室町前期にかけて、幕府の祈願寺に認定されたことで、今度は幕府に賀茂社による押領を訴え、完全独立を果たそうとしている。

最後に東大寺戒壇院の場合、円照が初代長老として入寺して律院化し、各地から僧が参集した。だが戒壇院は寺領の欠乏が早い段階から問題となっていた。これは円照の弟賢舜が私領を寄進することで解決され、さらに二代目長老凝然の方針転換により、戒壇院で華嚴宗が学ばれるようになった。

建武年間以降、五代目長老俊才により真言密教と授戒を实践する道場としての性格が再び与えられると、東大寺内での真言宗の拠点となった。諸国の律院や東密系寺院で受法した長老や僧たちが参集したが、諸宗兼学の律院としての性格は維持された。

## 終章 「まとめと課題」

本論をまとめると、まず羅漢供や布薩など、本来は戒律護持に関わる儀

礼については、個人の現世利益や死者供養の側面を強くしたことで、中世社会に受け入れられた。布薩や羅漢供は禪宗でも行われたが、とくに羅漢信仰を全国に普及させたのは、禪宗よりむしろ律宗であった。

次に、顕密仏教との関係については、顕密寺社が禪院や律院の檀那となる場合が見られる。これは、禪僧や律僧にとつても、有力な顕密寺社から安定した庇護を受けられるという利点が存在したが、檀那となった顕密寺社の所領に寺院を建立したことで、禪院や律院が、独自に所領経営をすることが出来なくなる問題もあった。

ただし律院の場合は、戒壇院の子院油倉や楞伽院のように、大寺院内の経済を担うこともあった。<sup>(4)</sup>これは、諸宗兼学の姿勢が禪宗よりも強かった律宗ならではの強みともいえる。

また律僧と禪僧の活動の差異について、鎌倉期は大きくなかったが、南北朝期に入ると、道元門流の永平寺のように、内乱などで繰り返される荒廃と再興のなかで「祖師」意識が芽生え、「祖師」の言説を重視し、「神格化」を進めていくケースが見られる。

原田氏によれば、室町期に隆盛を迎える夢窓疎石の門派においても、南北朝期に法流の正当化が図られている。<sup>(5)</sup>

一方律宗においても、特に都市部の律院では、南北朝期以降、不特定多数の「都市民」に対して、勧進芸能の興行や、信仰財獲得のための庶民信仰の利用、さらに個人の墓所の設置や宿所・灌頂道場として施設を貸し出すなど、あらゆる手を尽くして収入源を獲得しようとした。<sup>(6)</sup>

以上のように、それまで「禅律」という枠組みで同一視されていた禪宗と律宗は、南北朝期に入り、活動や性質の違いが明確になったといえる。今後は南北朝期の変化を踏まえながら、中世後期における禪宗と律宗を検討し、それぞれが社会においてどのような役割を担ったのかを明らかにすることが課題である。

## 註

(1) 大塚紀弘『中世禅律仏教論』山川出版社、二〇〇九年。

西谷 功『南宋・鎌倉仏教文化史論』勉誠出版、二〇一八年。

(2) 菊地大樹『鎌倉仏教への道 実践と修学・信心の系譜』講談社、二〇一一年。

芥米一志『初期禅律の前提と民衆的課題…延朗・慶円の活動を例として』『吉備地方文化研究』(24)、二〇一四年。

(3) 原田正俊『五山禅林の仏事法会と中世社会―鎮魂・施餓鬼・祈禱を中心に―』『禅学研究』(77)、一九九九年。

(4) 永村 眞『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年。

(5) 原田正俊『南北朝・室町時代における夢窓派の伝法観と袈裟・頂相』(原田氏編著『日本古代中世の仏教と東アジア』関西大学東西学術研究所、二〇一四年)。

(6) 大塚紀弘『中世都市京都の律家』『寺院史研究』(10)、二〇〇六年。